

文化財保護法等の一部改正 について

令和3年7月



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

説明内容

- ・ 総論（今回の改正の概要）
- ・ 登録無形文化財・登録無形民俗文化財関係
- ・ 地方登録制度関係
- ・ 今後の食文化振興の在り方について

文化財保護法・文化芸術基本法の改正経緯

	有形文化財	無形文化財	無形の民俗文化財	地方関係	(文化芸術基本法)
昭和25年 (1950)	○有形文化財を規定 ○指定を創設	○無形文化財を規定			
昭和29年 (1954)		○指定を創設 ○記録選択を創設	○無形の民俗資料を規定 ○記録選択を創設	○地方指定法制化	
昭和50年 (1975)			○無形の民俗文化財を規定 ○指定を創設		
平成8年 (1996)	○建造物登録を創設				
平成13年 (2001)					○文化芸術振興基本法制定 〔「生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化）の普及」が規定〕
平成16年 (2004)	○美工品登録を創設				
平成18年 (2006)		(ユネスコ無形文化遺産保護条約の発効)			
平成29年 (2017)					○文化芸術基本法に改正 〔「生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）の振興」が規定〕
平成30年 (2018)		○「保存活用計画」を創設		○地域計画を創設	
令和3年 (2021)		○登録を創設	○登録を創設	○地方登録法制化	※左記は、今回の改正に係る事項

趣 旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設**し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、**地方公共団体による文化財の登録制度**及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

概 要

[文化財保護の制度]

	文化財の種類	指定 強い規制と手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな保護措置
国	有形文化財 建造物、 美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗 技術 等	○	新設
地方	[文化財の種類は任意]	○	新設

1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

(1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に**指定されていない無形文化財**のうち、その文化財としての価値に鑑み**保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの**を文化財登録原簿に**登録できる**こととする（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7 関係】

【登録の効果】

- ・ 保持者の氏名変更等の届出義務（罰則あり）【第76条の9 関係】
- ・ 保存・公開に要する経費の補助、指導助言【第76条の10～第76条の12 関係】
- ・ 登録無形文化財保存活用計画の作成・認定【第76条の13～第76条の17 関係】（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

(2) 無形の民俗文化財の登録制度

- （1）**無形文化財と基本的に同様の**制度として新設する。
【第90条の5～第90条の11 関係】

(3) 施行期日

- 公布日から3月以内に政令で定める日（令和3年6月14日）

※ **新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけるとともに、予算措置等による支援を図る。**

2. 地方登録制度の新設

(1) 概要

- ① 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその**区域内に存するもののうち**、その文化財としての価値に鑑み**保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できる**こととする。
【第182条第3 項 関係】
- ② 地方公共団体は、①により**登録した文化財のうち適当であると****思料するもの**について、文部科学大臣に対し、**国の文化財登録原簿への登録を提案できる**こととする。【第182条の2 関係】

(2) 施行期日 令和4年4月1日

<省令>

1. 登録無形文化財に係る文化財登録原簿及び届出に関する規則（新規）

…登録無形文化財に係る文化財登録原簿への記載事項や保持者の氏名変更等の際の届出等について規定。

2. 登録無形民俗文化財に係る文化財登録原簿に関する規則（新規）

…登録無形民俗文化財に係る文化財登録原簿への記載事項について規定。

3. 地方登録文化財に係る登録の提案に関する省令（新規） ※令和4年4月1日施行

…地方登録文化財の国登録文化財への登録提案の手續等について規定。

4. 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（改正）

①重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則

②文部科学省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則

③重要無形文化財保存活用計画等の認定に関する省令

…登録無形文化財及び登録無形民俗文化財の保存活用計画等について規定。

<告示>

5. 登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準（新規）

…登録無形文化財の登録基準や保持者等の認定基準について規定。

6. 登録無形民俗文化財登録基準（新規）

…登録無形民俗文化財の登録基準について規定。

<指針>

7. 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（改正）

…登録無形文化財及び登録無形民俗文化財の保存活用計画等について規定。

登録無形文化財

- 登録無形民俗文化財
関係

無形文化財（芸能・工芸技術）について

- 無形の文化財は、人間のわざそのものであり、具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は個人の集団によって表現されるため、国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現・体得している者又は団体を保持者又は保持団体として認定している。
- 重要無形文化財の保存のため、国は、重要無形文化財の保持者に対して特別助成金を交付しているほか、保持団体や地方公共団体が行う無形文化財の伝承者養成事業、公開事業等に対し、その経費の一部を補助している。

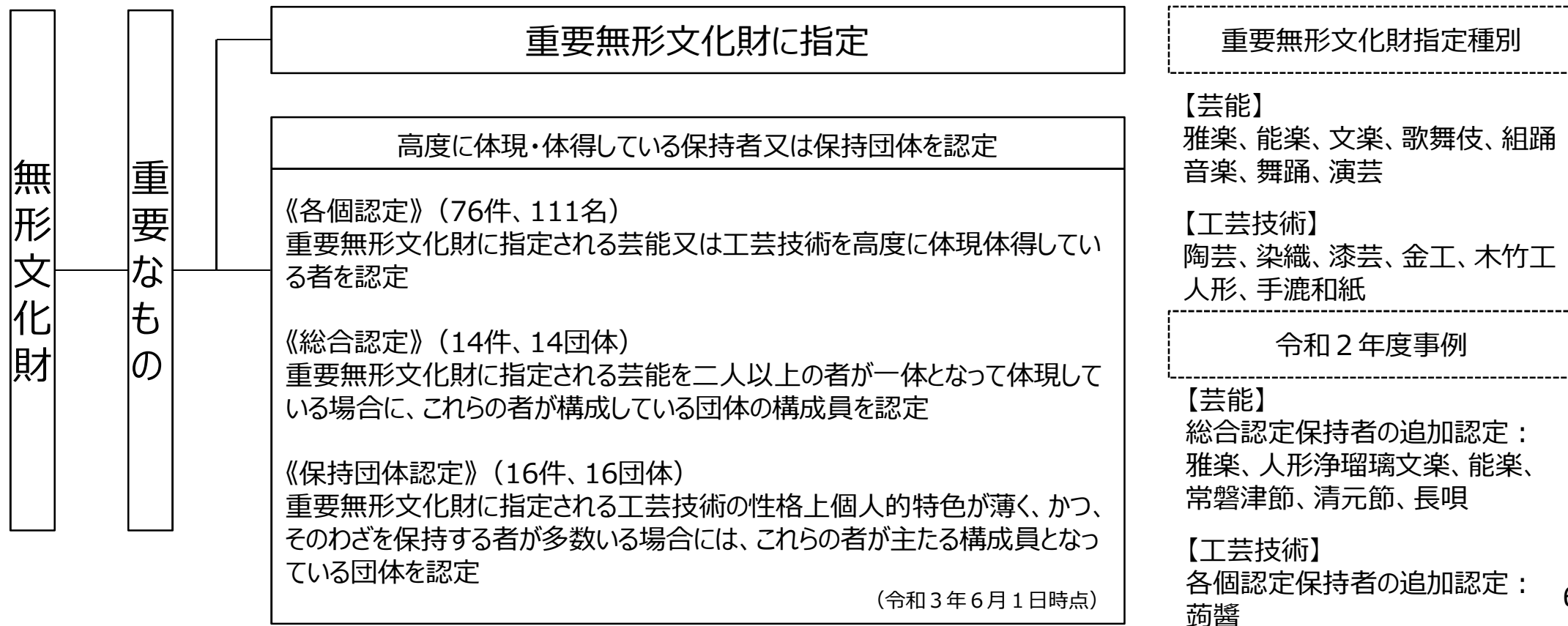
根拠条文

◇ 文化財保護法第2条第1項第2号

・無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの

◇ 文化財保護法第71条第1項

・文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる



(芸能関係)

指定基準	登録基準
第一 重要無形文化財の指定基準 〔芸能関係〕 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの (一) 芸術上特に<u>価値の高いもの</u> (二) 芸能史上特に<u>重要な地位を占めるもの</u> (三) 芸術上<u>価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの</u> 二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの	第一 登録無形文化財の登録基準 〔芸能関係〕 保存及び活用のための措置が特に必要な演劇、音楽、舞踊その他の芸能（重要無形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの 一 芸術上の<u>価値の高いもの</u> 二 芸能史上の<u>意義を有するもの</u> 三 芸能の<u>成立又は変遷の過程を示すもの</u>

保持者又は保持団体の認定基準（指定）	保持者又は保持団体の認定基準（登録）
第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 〔芸能関係〕 保持者 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「<u>芸能又は技法</u>」という。)を高度に体現できる者 二 芸能又は技法を<u>正しく体得し、かつ、これに精通している者</u> 三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員 保持団体 芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体	第二 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 〔芸能関係〕 保持者 登録無形文化財に登録される芸能（以下単に「<u>芸能</u>」という。）を<u>体得し、かつ、これに精通している者</u> 保持団体 芸能を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

(工芸技術関係)

指定基準	登録基準
第一 重要無形文化財の指定基準 〔工芸技術関係〕 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの (一) 芸術上特に価値の高いもの (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの	第一 登録無形文化財の登録基準 〔工芸技術関係〕 <u>保存及び活用のための措置が特に必要な</u>陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術（重要無形文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの 一 芸術上の<u>価値の高いもの</u> 二 工芸史上の<u>意義を有するもの</u> 三 工芸技術の<u>成立又は変遷の過程を示すもの</u>

保持者又は保持団体の認定基準（指定）	保持者又は保持団体の認定基準（登録）
第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 〔工芸技術関係〕 保持者 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者 二 工芸技術を<u>正しく体得し、かつ、これに精通している者</u> 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員 保持団体 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体	第二 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 〔工芸技術関係〕 保持者 登録無形文化財に登録される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を<u>体得し、かつ、これに精通している者</u> 保持団体 工芸技術を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

無形の民俗文化財について

- 民俗文化財とは、それぞれの地域に根ざした衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する「風俗慣習、民俗芸能、民俗技術」及びこれらに用いられる「衣服、器具、家屋、その他の物件」など、人々が日常生活の中で創造し、継承してきた国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないもの。
- 無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要無形民俗文化財」に指定し、その伝承者養成や用具の修理等に係る経費の一部を補助している。また、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し、記録作成等に係る経費の一部を補助している。

根拠条文

◇ 文化財保護法第2条第1項第3号

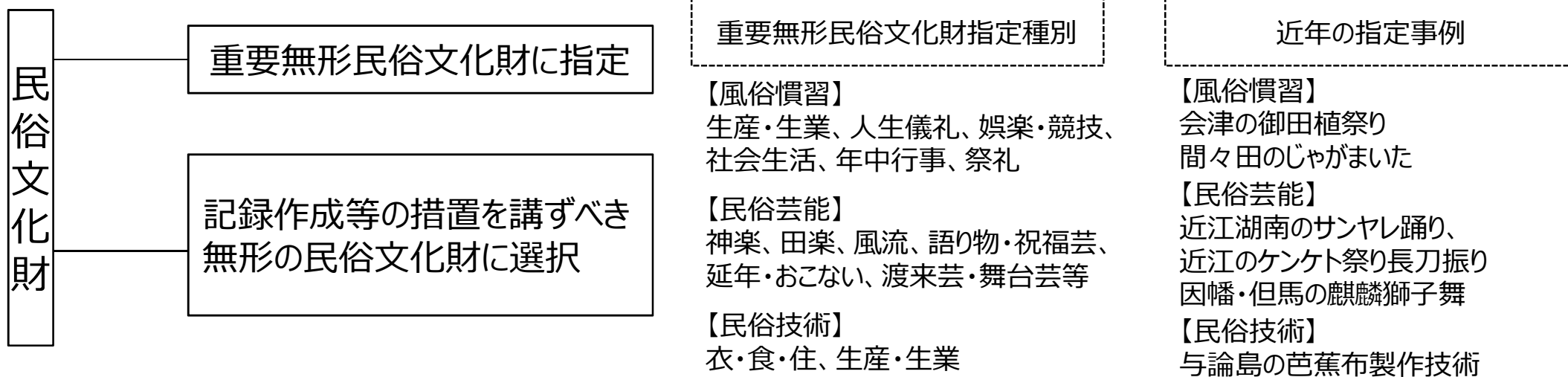
- ・民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

◇ 文化財保護法第78条第1項

- ・文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

◇ 文化財保護法第91条第1項（準用規定による読み替え後）

- ・文化庁長官は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。



指定基準	登録基準
一 <u>風俗慣習</u>のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので<u>典型的なもの</u> (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの 二 <u>民俗芸能</u>のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの (一) 芸能の発生又は成立を示すもの (二) 芸能の変遷の過程を示すもの (三) 地域的特色を示すもの 三 <u>民俗技術</u>のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの (一) 技術の発生又は成立を示すもの (二) 技術の変遷の過程を示すもの (三) 地域的特色を示すもの	保存及び活用の措置が特に必要な風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術（重要無形民俗文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの 一 基盤的な生活文化の特色を有するもの 二 発生若しくは成立又は変遷の過程を示すもの 三 地域的特色を示すもの 四 <u>時代の特徴をよく伝えているもの</u>

法律上の措置

- ・登録された無形文化財/無形の民俗文化財の保存・公開に関する指導又は助言
- ・伝承者養成や記録作成等の保存措置に係る法律補助

予算措置

- ・保持者や保護団体等が行う伝承や普及・啓発、活用に関する事業等を支援。
(令和3年度予算額：重要無形文化財保持団体等補助 373百万円の内数
民俗文化財伝承・活用等 169百万円の内数)

登録無形文化財

補助率：定額

【補助対象事業】

<伝承者養成>

伝承者の養成を目的とする研修会、講習会の開催及び実技指導

<普及・啓発事業>

将来の伝承者や理解者の養成を目的とする体験研修、講習会、ワークショップの開催、情報発信等

<調査・記録作成>

登録した無形文化財の更なる調査や、記録の作成

登録無形民俗文化財

補助率：1／2

【補助対象事業】

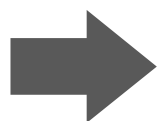
<伝承事業>

無形の民俗文化財の周知、伝承教室・講習会・発表会の開催等

<活用事業>

文書、写真、採譜資料等による記録作成、刊行事業、録音、映像等の制作等

※令和4年度以降の財政支援については、引き続き検討。



国が無形の文化財として価値付け、積極的に公表・公開することによって、地元の人々の地域の文化資源への認識を新たにしていただくとともに、他地域や海外からの関心も高めることによって、その継承につなげていくことができる。(文化審議会企画調査会での指摘)

- 文化芸術基本法第12条において、生活文化を「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化」と規定。
- 生活様式の変化や少子高齢化などによる担い手不足等の影響を受け、その継承が危ぶまれるものが増えている。

生活文化の主たる分野

人々の暮らしの中で嗜まれてきたもの

(以下は文化庁「平成29年度生活文化等実態把握調査事業報告書」に基づく例示)

茶道、華道、書道、食文化、煎茶道、香道、和装、礼法、短歌、俳句、川柳、盆栽、錦鯉

特徴

- お稽古事や趣味として、また、生活の営みそのものとして広く親しまれてきた。
- プロフェッショナルからアマチュアまで、幅広い層が担っている。
- 人々の生活の変化や嗜好の変化に応じて、発展と継承の工夫が行われており、可変性がある。
- 所作や道具原材料、しつらいなどが一体となって構成されており、産業としての広がりがある。

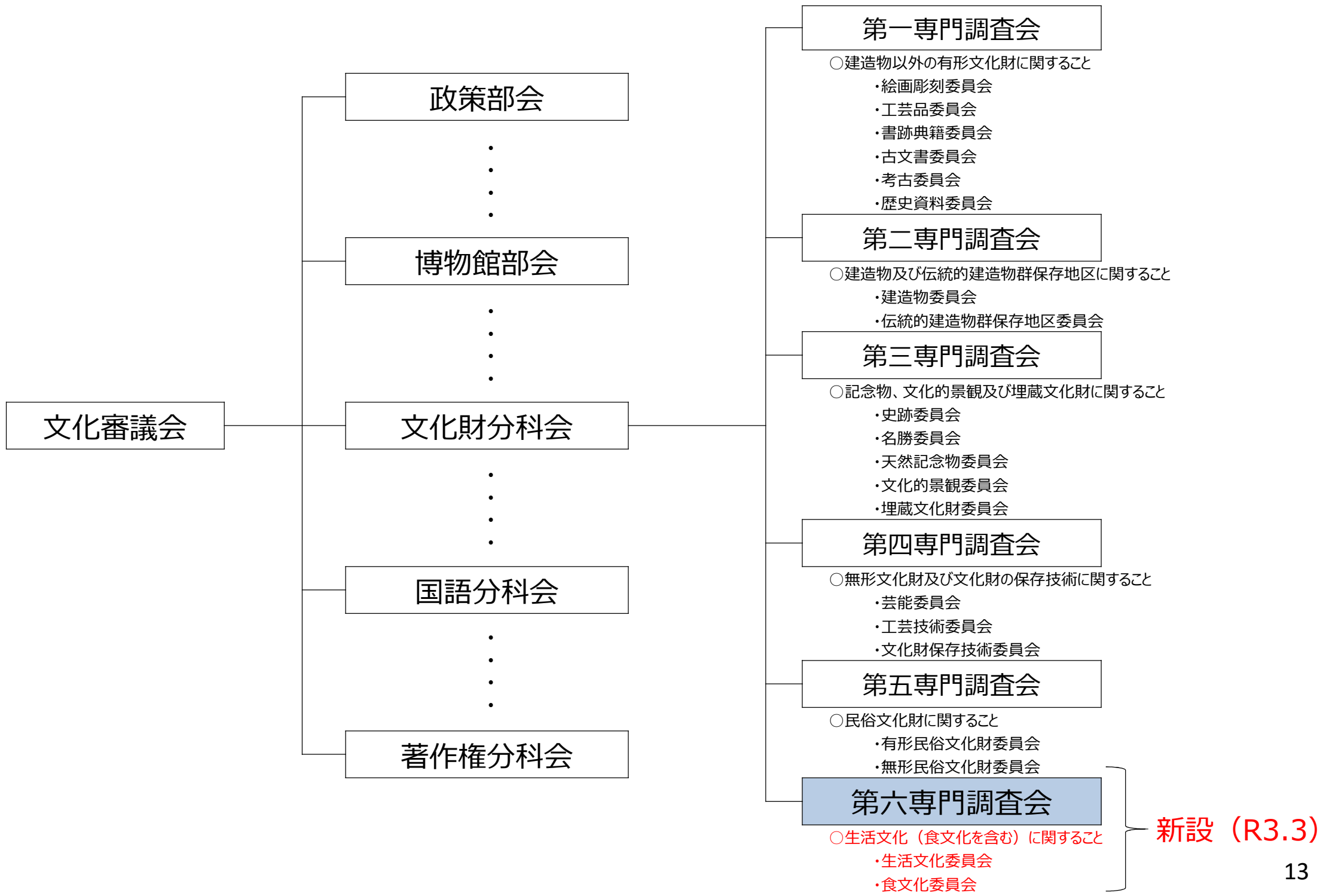
○企画調査会報告書（令和3年1月15日）

生活文化について、我が国の多様な文化財を確実に継承していくため、適切な保護措置を講じることが必要である。（中略）無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討、実施していくことが求められる



今後、生活文化に関する文化財について、準備が整ったものから幅広く登録

文化審議会 文化財分科会の体制について



新設（R3.3）

地方登録制度関係

地方における文化財保護の制度

	地方指定制度	地方登録制度
根拠規定	文化財保護法第182条第2項	同条第3項
制度化時期	昭和29年 (実態上は戦前から存在)	令和4年 (実態上は昭和40年代から存在)
実施団体数	1,748	86団体
文化財件数	118,011	4,744
報告義務	あり (同条第4項)	なし (任意の情報提供)
制度的特徴	許可制が中心	届出制が中心

※実施団体数及び文化財件数は令和2年時点のもの。

※改正後の文化財保護法第182条
(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

地方登録制度のある地方公共団体（文化庁調べ）

<都道府県>

1	京都府▲
2	大阪府
3	兵庫県

合計：3府県

※文化庁調査（令和2年10月実施）において回答のあった団体のうち、制度の名称又は条例等に「登録」と明示されているものを抽出（この他、「登載」等の用語で地方における文化財保護制度を設けている団体がある。）

<市区町村>

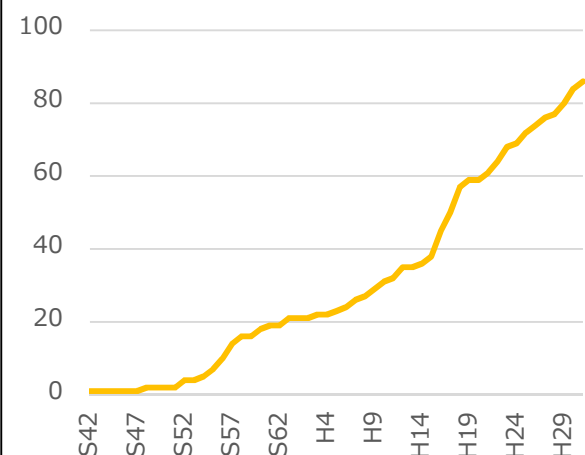
合計：83市区町村

1	北海道	上士幌町	29		板橋区●▲	57		磐田市
2	宮城県	仙台市▲	30		練馬区●▲	58	三重県	松阪市
3		名取市	31		足立区▲	59		いなべ市
4	山形県	大石田町●	32		葛飾区▲	60		伊賀市
5	茨城県	常陸太田市	33		江戸川区▲	61	京都府	京都市▲
6		常陸大宮市	34		三鷹市▲	62		宇治田原町
7		東海村	35		府中市	63	大阪府	大阪市
8	栃木県	佐野市	36		町田市	64		吹田市▲
9		日光市	37		小金井市	65		貝塚市
10		真岡市	38		国立市	66		枚方市
11	埼玉県	所沢市	39		福生市▲	67		河内長野市
12		上尾市▲	40		瑞穂町	68	兵庫県	神戸市▲
13		八潮市	41		日の出町●▲	69		川西市
14		三郷市	42	神奈川県	横浜市▲	70	奈良県	山添村●▲
15	千葉県	千葉市▲	43		相模原市▲	71	鳥取県	智頭町
16		佐倉市	44		伊勢原市▲	72	島根県	松江市
17		酒々井町	45		海老名市	73		雲南市
18	東京都	中央区▲	46		南足柄市	74	香川県	高松市
19		港区	47		箱根町	75	愛媛県	西条市
20		新宿区▲	48	富山県	砺波市▲	76	福岡県	福岡市▲
21		墨田区●▲	49	福井県	坂井市	77		小郡市
22		江東区●▲	50	山梨県	山梨市	78	熊本県	玉名市
23		世田谷区	51		北杜市	79		多良木町
24		渋谷区	52	長野県	松本市	80		あさぎり町
25		中野区▲	53		高森町▲	81		臼杵市
26		杉並区▲	54	岐阜県	垂井町	82		宇佐市
27		豊島区●	55		大野町	83	沖縄県	宜野湾市▲
28		荒川区●▲	56	静岡県	静岡市▲			

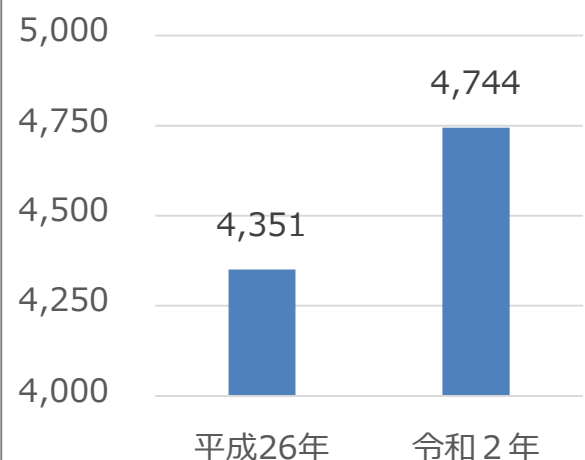
（参考）

- 無形文化財を登録の対象に含む団体（9団体）
- ▲無形民俗文化財を登録の対象に含む団体（31団体）

地方登録制度の実施団体数



地方登録の件数



※令和2年より地方登録の件数の調査手法を変更している。

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 (略)

2 (略)

3 地方公共団体は、①条例の定めるところにより、②重要文化財、(…)及び登録記念物以外の文化財で③当該地方公共団体の区域内に存するもの(④前項に規定する指定を行つているものを除く。)のうち、⑤その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを⑥当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 (略)

<法令要件>

①規則等ではなく条例で定めることが必要

<対象文化財>

③当該地方公共団体の区域内の文化財

②④国の指定・登録文化財及び地方指定文化財を除く

⑤国登録と同様に、指定文化財(「重要なもの」とは趣旨が異なる

<手続>

⑥登録簿が必要(紙/電子は問わない)



その他、文化財類型や登録の基準、規制の在り方等は任意

地方財政措置（特別交付税）

区分		都道府県	市町村
保存等に要する経費 （都道府県及び指定都市（特別区を含む。）にあっては0.5を乗じた額。その他の市町村にあっては1.0を乗じた額。）	国指定	重要文化財（建造物）：280,000円 重要文化財（建造物以外）：10,000円 重要無形文化財：320,000円 重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財：80,000円 史跡名勝天然記念物：260,000円 重要伝統的建造物群保存地区：1,470,000円	重要文化財（建造物）：540,000円 重要文化財（建造物以外）：20,000円 重要無形文化財：300,000円 重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財：590,000円 史跡名勝天然記念物：920,000円 重要文化的景観：920,000円 重要伝統的建造物群保存地区：7,720,000円
	国登録	—	登録有形文化財（建造物）：20,000円
	地方指定	建造物：240,000円 美術工芸品：10,000円 無形文化財、民俗文化財及び記念物：30,000円	建造物：130,000円 美術工芸品：10,000円 伝統的建造物群保存地区：220,000円 無形文化財、民俗文化財及び記念物：30,000円
	地方登録	—	建造物：50,000円 美術工芸品：10,000円 有形民俗文化財：10,000円 記念物：10,000円
災害復旧事業に要する経費 （地方公共団体が要した経費の8割）	国指定	○	○
	国登録	○	○
	地方指定	○	○
	地方登録	—	—

※このほか、国指定等文化財の所在件数、重伝建地区における固定資産に係る固定資産税の減免、埋蔵文化財の発掘調査等、保存活用計画に基づく活用に係る経費（ソフト事業）、防火施設・設備の整備に関して特交措置がある。

名称：旧デリー（壱の蔵）
 指定等種別：松本市登録文化財
 指定等年月日：令和元年9月27日
 所在地：長野県松本市中央2-4-13
 所有者：個人



明治40年（1907年）に建築された木造2階建、寄棟造の建物である。土蔵造の建物で、外壁は黒漆喰の仕上げ、腰部はなまこ壁となっている。古写真から「加嶋屋呉服店」として建築されたと推定され、その後、「清水煙草卸売捌所」などの店舗として用いられたことが古地図から判明している。昭和45年から平成29年までは「カレー店デリー」として用いられ、市民にも特徴的な建造物として親しまれている。



	松本市登録文化財
法令における根拠	松本市文化財保護条例第6条
法令における補助規定	松本市文化財保護条例第19条
税制優遇	—
地財措置	【特別交付税】 ・有形文化財（建造物）、美術工芸品（美術工芸品）、有形民俗文化財の登録件数にそれぞれ特別交付税に関する省令で定める額を乗じて合算した額
予算補助	【松本市文化財保護事業補助金】 ・補助率50%（但し、補助額は最大300万円）

国・地方における文化財の具体例（建造物）

地方指定

松本市指定重要文化財 高橋家住宅
(長野県松本市)



江戸前期から中期に建てられ、現存する武家住宅としては長野県内で最も古い時期の建物の一つとされている。

地方登録

松本市登録文化財 旧デリー
(長野県松本市)



明治時代に建築され市民にも特徴的な建造物として親しまれている。

国指定

国指定重要文化財 馬場家住宅
(長野県松本市)



江戸末期の豪農の住宅。「本棟造」の中でも代表的であり重要なもの。

国登録

国登録有形文化財 松商学園高等学校講堂
(長野県松本市)



昭和初期における鉄筋コンクリート造講堂の好例。

○令和3年4月15日 参議院・文教科学委員会

○横沢高德君 （略）

次に、制度の複雑化と保護の方向性についてお伺いをします。

文化財の保護の手法として様々な選択肢が増えるのは、それぞれの文化財に最も適切な手法を選ぶということで大変良いことである一方で、文化財の方の現場にいる職員にとっては、制度が複雑化し、保護の方向性をどうするべきか、迷いや難しさが生じるおそれがあると考えます。

今回は、無形の文化財について、新たに国の制度として登録制度が設けられるだけでなく、地方の登録文化制度も文化財保護法上に位置付けられ、地方においては一気に無形の文化財の保護の手法が広がることが想定されます。

無形文化財、無形の民俗文化財について、保護手法が国の指定文化財、国の登録文化財、地方の指定文化財、地方の登録文化財、国による記録選択と広がることとなりますが、それぞれの類型にこういった特徴を持って文化財に当てはまるのか、分かりやすい説明が必要ではないでしょうか。お伺いをいたします。

○政府参考人（矢野和彦君） 少し丁寧にお答えさせていただきたいと思います。

これらの制度は、それぞれの役割が異なり、また保護の対象とする文化財も異なるというふうに考えておりますが、まず、**国指定制度**は、有形文化財や無形文化財などのそれぞれの類型の中でも重要なものを指定することとしており、**言わばピラミッドの頂点**だというふうにお考えいただければと思いますが、まさに**我が国を代表する文化財が指定される**こととなります。

地方の指定制度につきましては、国指定以外の文化財の中から各地域、これは市町村も都道府県もございますが、各地域にとって重要なものを指定するものであり、**一言で言うと地域の宝という位置付け**だというふうに考えております。

次に、**国登録制度**は、国指定及び地方指定以外の文化財の中でも特に保存、活用の措置が必要とされているものが対象でございまして、近代以降に成立、発展したものなど、**直ちに指定文化財にはならないけれども、裾野を予備的に守っていくと、裾野を広げるという意味で幅広く保護する必要のあるもの**、こういうふうに考えております。

地方登録につきましても、国登録と同様に、指定制度を補完する趣旨のものでございまして、**各地域において、指定制度では対応し切れない多様な文化財を地方登録により保護していくことが期待されておりました、これはやはり地方色を出していただくということが重要**になろうかと思っております。

（略）

(第百八十二条第三項に規定する登録をした**文化財の登録の提案**)

第百八十二条の二 **都道府県又は市町村の教育委員会**（地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。）は、**前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは**、文部科学省令で定めるところにより、**文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。**

- 2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 **文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。**

○地方登録文化財に係る登録の提案に関する省令

【提案書の記載事項】

- ①提案文化財の名称、②所在地、所有者等の氏名/名称、住所等、③文化財類型ごとの必要な情報、④提案理由、⑤該当する登録基準及び当該基準に該当することを示す文化財の特徴及び評価 等

【添付書類等】

- ①地方登録文化財であることを証する書類、②写真、図面、③所有者等の意見書、④域内の文化財を把握するための調査の結果の概要等

①歴史性や学術的評価の蓄積の観点から指定には至らない地域の文化財に対し、幅広く保護の網をかけることができる

→届出や公的なリスト化に加えて、例えば、登録を契機とした保護奨励金の支給などにより、所有者・担い手等に対して積極的な保存・活用を促すことができる

②上記のような取組に対し、地方財政措置により支援が可能

→地方登録文化財として位置付けることにより、保護に係る支援措置を講じることができる